

千葉市空き家・空き地管理活用応援制度

空き家・空き地の普及啓発活動や地域での活用を支援し、安全で安心な住環境づくりを推進します。

＼ 3つのメニューで地域の活動を応援します！ ＼

1

普及啓発活動



空き家・空き地について地域で知ってもらう活動を支援します

補助内容

- 相談会・セミナーの開催
- チラシ・パンフレットの作成
(上限5万円)

<申請先・提出方法>

都市安全課へ
持参、郵送または電子メール
によりご提出ください。

2

空き家の活用



使われていない建物を地域のために活用する取り組みを支援します

補助内容

- 空き家の劣化調査
(上限5万円)
- 空き家の改修※
(上限100万円)
※事前相談のみ受付
(令和9年度より申請開始)
- 草刈り・樹木の
剪定や伐採
(一律1万円)

3

空き地の活用



使われていない土地を地域のために活用する取り組みを支援します

補助内容

- 整地
(一律1万円)
- 設備の購入・設置
(上限10万円)



まずはお気軽に
お問い合わせください！

✓制度の詳細 ✓申請方法 など

詳しい制度の内容は千葉市ホームページをご覧ください ▶



問合せ・申請先

千葉市 都市局 都市部 都市安全課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

TEL 043-245-5896

MAIL anzen.URU@city.chiba.lg.jp

令和8年9月発行

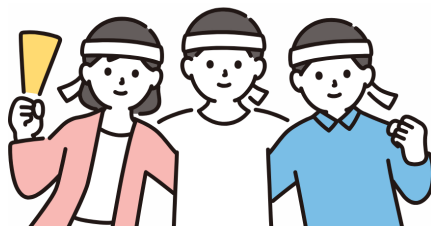


千葉市空き家・空き地管理活用応援制度の概要

利用できる方

- ◆ 町内自治会
- ◆ 千葉市指定の空家等管理活用支援法人(①に限る)
- ◆ 地域活動を行う個人又は団体

地域の活動を応援します！



補助内容・金額

①普及啓発活動

対象事業

市内で行う、空き家又は空き地の発生予防、適正な管理等に関する普及啓発活動で、次に掲げるもの。

- ・相談会・セミナー等の開催
- ・ポスター・チラシ等の作成

対象経費

謝礼費、会場使用料
印刷製本費、消耗品費等

補助額・割合

3分の2（上限5万円）

②空き家の活用

対象事業

空き家を、住環境の改善及び地域の活性化に資する用途に供するために行うもので、次に掲げるもの。

1. 劣化調査
2. 改修工事
3. 草刈り、樹木の剪定等

依頼業者の要件

市内に本店、支店又は営業所等がある業者

補助額・割合

1. 2分の1※（上限5万円）
※高経年住宅団地の場合、3分の2
2. 2分の1※（上限100万円）
※高経年住宅団地の場合、3分の2
3. 一律1万円

③空き地の活用

対象事業

空き地を、新たに地域活動の用に供するために行う整備で、次に掲げるもの

1. 整地
2. 設備の購入や設置
（ベンチ・花壇・フェンス等）

依頼業者の要件

市内に本店、支店又は営業所等がある業者

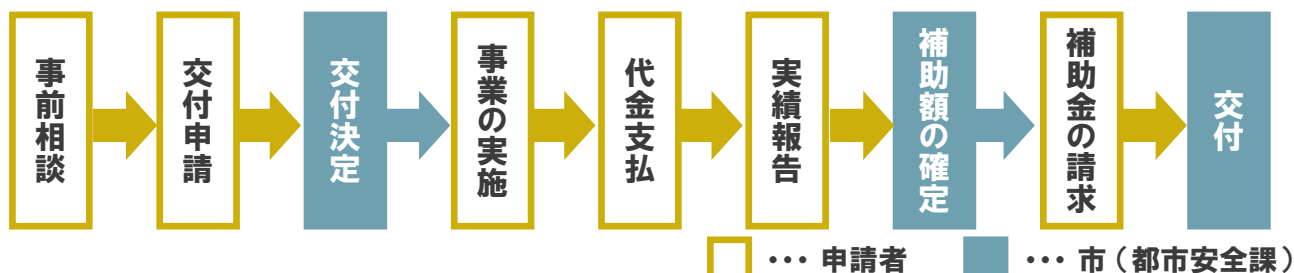
補助額・割合

1. 1区画につき一律1万円
2. 2分の1※
※高経年住宅団地の場合、3分の2
（上限合計10万円）

※本補助金は先着順の受付となります。

予算枠に達し次第、今年度の受付は終了となりますのでご注意ください。

補助の流れ



申請に必要な書類

- ・事前相談書(②の改修のみ)
- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・見積書の写し
- ・申請者の滞納無証明書
※本市に納税義務がある場合

補助メニューによって
必要な書類が異なります。
詳しくはこちらをご確認ください。▶

